

令和2年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症への対応に関する追検査実施要領

令和2年度兵庫県公立高等学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症については、対象者は隔離が基本となっており、受検機会が奪われる状況にあることから、今年度限りの措置として、下記のとおり追検査の機会を設ける。

記

1 追検査を実施する公立高等学校入学者選抜

次の(1)、(2)の入学者選抜（以下、「学力検査等」という。）において新型コロナウイルス感染症の対応に関する追検査を実施する。

- (1) 全日制及び定時制の学力検査
- (2) 多部制のⅡ期試験A

2 追検査の受検資格

当該高等学校に出願している者で、次の(1)又は(2)に該当し、追検査の受検を希望する者。

- (1) 新型コロナウイルス感染症と診断され、学力検査等を受検できなかった者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、保健所若しくは健康福祉事務所から健康観察の要請があり、学力検査等を受検できなかった者。

※ ただし、診断書又はそれに類する書面（以下「診断書等」という。）を提出すること。

なお、次の場合は、追検査の対象としない。

- ① 診断書が提出されなかった場合
- ② 新型コロナウイルス感染症以外の、けが等の理由により、学力検査を受検できない場合
- ③ 学力検査等を受検中に、途中で退出し、以後の当日実施される学力検査等を受検しなかった場合

3 追検査の実施期日及び実施内容

- (1) 追検査願受付 令和2年3月19日（木）
- (2) 追 検 査 令和2年3月27日（金）
- (3) 合格者発表 令和2年3月28日（土）まで
- (4) 実 施 内 容 面接を実施

※ 面接の実施にあたっては、選抜要綱第1008項に基づき実施する。

4 追検査の志願校

- (1) 単独選抜実施校への出願者
出願した志願先高等学校を追検査の志願校とする。

- (2) 複数志願選抜実施校への出願者
出願した第1志望校を追検査の志願校とする。

※ 先に出願した第2志望校については合否判定から除外する。

5 追検査の受検手続

- (1) 志願者

ア 新型コロナウイルス感染症で、学力検査等の当日に受検をすることができない場合、志願者又は保護者は、当日の8:30までに、出身中学校長へ、学力検査等を欠席し、追検査の受検を希望する旨の連絡をする。

イ 志願者は、医療機関等の診断を受け、中学校長の指示に従い、追検査申請の受付に間に合うように追検査願（様式2）及び診断書等を中学校長へ提出する。

ウ 追検査当日には、出願した高等学校の受検票とともに追検査承認書を携行する。

(2) 中学校長

ア 志願者から欠席の連絡を受けた中学校長は、学力検査等の当日（学力検査は3月12日（木）、実技検査は3月13日（金））の12:00までに、当該高等学校長に電話連絡の上、追検査出願者一覧（様式1）をFAXにより送信する。

イ 中学校長は、3月19日（木）の9:00～15:00の間（定時制、多部制は14:00～17:00）に、当該高等学校長へ追検査願（様式2）及び診断書等を提出する。

(3) 高等学校長

中学校長から追検査願（様式2）及び診断書等の提出を受けた高等学校長は、審査の上、追検査の申請を受けた志願者に対し、中学校長を経由して追検査承認書を交付する。

なお、県外からの受検や過年度卒業生等で、中学校を経由することが困難な場合は、保護者が学力検査等の当日の8:30までに当該高等学校へ連絡し、その指示に従って、追検査願（様式2）及び診断書等を提出する。

6 追検査の実施場所

追検査で志願した高等学校

7 追検査の日程

3月27日（金）

8:30 ～	集 合
8:40 ～ 8:50	注 意
9:10 ～	面 接

※ 注意の際に必要な応じて面接調査票（選抜要綱様式13）を記入。

8 追検査の実施における合否判定

(1) 追検査を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

※ 高等学校における教職員への合否判定に関する報告等は、合格者発表前に行わなくてもよい。

(2) 合否判定委員会は調査書及び面接結果等の諸資料を総合して合否の判定を行う。

(3) 入学を許可する者の数は以下の通りとする。

ア 学力検査等の合格者数が各学科等の募集定員を満たしている高等学校
募集定員を超えて合格者を決定することができる。

イ 学力検査等の合格者数が各学科等の募集定員を満たしていない高等学校
募集定員を満たすように合格者を決定した後、募集定員を超えて合格者を決定することができる。

9 合格者の発表の場所

3月28日（土）までに、追検査で志願した高等学校が文書にて受検者に通知する。

10 その他

新型コロナウイルス感染症と診断又は新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、保健所若しくは健康福祉事務所から健康観察の要請がない場合は、学力検査等の受検を認める。